

2020年3月18日

株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ

「料金その他の供給条件の内容」の一部変更について

このたび、当社では「電気需給約款[低圧]」（以下、「約款」といいます。）、および「料金その他の供給条件の内容」（以下、「料金表」といいます。）について、下記のとおり内容の一部変更をさせていただくことといたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、本変更後の約款、および料金表については、2020年4月1日(水)以降当社ホームページ (<https://www.lixiltepcosp.co.jp/>) において閲覧いただけますので、あわせてご確認ください。

《変更内容》

○ 約款の変更

<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

※赤字が変更箇所

対象の約款 ・電気需給約款	
変更前	変更後
<p>I 総則</p> <p>2 需給約款および料金表の変更等</p> <p>(1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、一般送配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令・条例・規則等の制定または改廃により約款変更が必要な場合、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の税率が変更された場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合には、需給約款または料金表を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の需給約款または料金表の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款または料金表によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。</p>	<p>I 総則</p> <p>2 需給約款および料金表の変更等</p> <p>(1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、一般送配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令・条例・規則等の制定または改廃により約款変更が必要な場合、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の税率が変更された場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合には、需給約款または料金表を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ当該変更を実施する旨および当該変更後の需給約款または料金表の内容ならびにおよびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することとします。この周知が行われ、当該効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、当該変更後の需給約款または料金表によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、当該変更後の供給条件を記載した書面を交付します。</p>

○ 料金表の変更

<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

※赤字が変更箇所

対象の料金表（全地域共通）	
<ul style="list-style-type: none"> ・建て得バリュープレミアム/スタンダード/ライト ・建て得Eバリュープレミアム/スタンダード 	
※下記新旧対象表については建て得バリューEスタンダード 東京電力PG管内版を掲載	
変更前	変更後
<p>I 本則</p> <p>2 対象となるお客さま</p> <p>(1) この料金表は、電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県[富士川以東]を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下、「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、お客さまには、この料金表とともに、当社が別途定める電気需給約款[低圧]（以下、「需給約款」といいます。）が適用されます。需給約款に定めのある事項について、この料金表に定めがある場合は、この料金表が優先して適用されるものといたします。また、この料金表において別途定義されている用語を除き、この料金表で用いられる用語は、需給約款で用いられている用語と同一の意義を有するものといたします。</p>	<p>I 本則</p> <p>2 対象となるお客さま</p> <p>(1)この料金表は、電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県[富士川以東]を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下、「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、当社が別途認める場合を除き、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、お客さまには、この料金表とともに、当社が別途定める電気需給約款[低圧]（以下、「需給約款」といいます。）が適用されます。需給約款に定めのある事項について、この料金表に定めがある場合は、この料金表が優先して適用されるものといたします。また、この料金表において別途定義されている用語を除き、この料金表で用いられる用語は、需給約款で用いられている用語と同一の意義を有するものといたします。</p>
<p>ハ 当社が別途認める場合を除き、新築当初から当社と需給契約を契約されること。</p>	<p>ハ 当社が別途認める場合を除き、新築当初から当社と需給契約を契約されること。</p>

<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

※赤字が変更箇所

対象の料金表（全地域共通）	
<ul style="list-style-type: none"> ・建て得バリュープレミアム/スタンダード/ライト ・建て得バリューEプレミアム/スタンダード <p>※下記新旧対象表については建て得バリューEスタンダード 東京電力PG管内版を掲載</p>	
変更前	変更後
<p>I 本則</p> <p>3 供給条件の変更</p> <p>(1) 託送約款等の変更または法令・条例・規則等の制定または改廃により約款変更が必要な場合、消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）の税率が変更された場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合には、この料金表を変更することがございます。この場合、当社は、あらかじめ変更後のこの料金表の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することといたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの料金表によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後のこの料金表を記載した書面を交付いたします。</p>	<p>I 本則</p> <p>3 供給条件の変更</p> <p>(1) 託送約款等の変更または法令・条例・規則等の制定または改廃により約款変更が必要な場合、消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）の税率が変更された場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合には、この料金表を変更することがございます。この場合、当社は、あらかじめ当該変更を実施する旨および当該変更後のこの料金表の内容ならびにおよびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することといたします。この周知が行われ、当該効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、当該変更後のこの料金表によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、当該変更後のこの料金表を記載した書面を交付いたします。</p>
<p>附則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2019年10月1日から実施し、電気料金の算定期間の初日が2019年10月1日以降となる電気料金から適用いたします。</p>	<p>附則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2020年4月1日から実施いたします。ただし、この料金表のうち、2（対象となるお客さま）(1)に係る従前の料金表（2019年10月1日実施）からの変更部分は、2020年4月1日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるものといたします。</p>

小売電気事業者
株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ(A0461)
代表取締役 柏木 秀
〒136-0071
東京都江東区亀戸1丁目36番8号 新亀戸ビルヂング 5階

【電気需給契約に関するお手続き・お問い合わせ】
TEL 0120-228-267
(全日 9:00～17:00)